

仕様書

1 目的

この業務は、広島市立広島市民病院（以下「病院」という。）で使用する寝具類を衛生的かつ円滑に管理・運用するため、行うものである。

2 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりである。

- (1) 平日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び8月6日並びに12月29日から1月3日を除く日
- (2) 休日 平日以外の日
- (3) 従業員 受注者が雇用し、この業務に従事する者

3 業務内容

受注者は、次に掲げるとおり、受注者が所有する寝具類を発注者に供給すること。

なお、医療施設の特殊性を認識し、寝具類を衛生的かつ清潔に管理すること。

(1) 実施場所

この業務のうち、洗濯（乾燥及び仕上げ作業を含む。以下同じ。）は、受注者が所有する施設を使用して実施すること。

(2) 寝具類の用途、品目及び組数等

この業務で取り扱う寝具類の用途、品目及び組数等は概ね別紙のとおりである。ただし、患者数及び病床数の増減並びに組織の変更その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。

(3) 洗濯

ア 使用済みの寝具類を、発注者が別に指示する場所から収集すること。

イ 包布、敷布及び枕カバーは、週1回以上、敷布団、掛布団、毛布及び枕は、年1回以上洗濯すること。ただし、発注者の求めに応じて、隨時実施すること。

ウ 必要に応じて寝具類を補修し、汚損又は破損が著しいときは、新調すること。

エ 一般用洗濯物と病院用洗濯物を区別して洗濯すること。

(4) 供給

ア 発注者が別に指定する各病棟及び外来等のリネン庫等に、不足が生じないよう、寝具類を供給するとともに、予備を確保すること。

イ 供給時は、発注者の検査を受けること。

ウ 上記の検査の結果、不合格となる寝具類があったときは、再度洗濯等を実施し、発注者の再検査を受けること。

エ 春の大型連休及び年末年始等、長期間休日が連続するときは、当直室及び宿直室で使用する寝具類についても、十分な予備を確保するよう、努めること。

4 感染対策

感染症の病原体により汚染されているおそれのある寝具類（以下「汚染寝具類」という。）は、次に掲げるとおり、取り扱うものとする。

- (1) 発注者は、汚染寝具類をビニール袋等に包装し、感染症の病原体により汚染されているおそれのある旨が分かる表示を記載し、受注者に引き渡すものとする。ただし、嘔吐物等により、著しく汚染されたものについては、発注者は、十分に拭き取ったうえ、受注者に引き渡すものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、汚染寝具類のうち、結核等重大な感染症を招くおそれのあるものについては、発注者は消毒のうえ、ビニール袋等に包装し、感染症の病原体により汚染されているおそれのある旨が分かる表示を記載し、受注者に引き渡すものとする。
- (3) 発注者及び受注者は、病院内で汚染寝具類を運搬する場合は、清潔な寝具類の運搬の用に供する運搬車を使用しないものとする。
- (4) 受注者は、汚染寝具類を取り扱うときは、エプロン及び手袋等を着用し、作業後は必ず手洗い等により、感染防止に努めること。

5 従業員

発注者は、次に掲げるとおり、従業員を配置すること。

(1) 病院内の従業員の作業

発注者は、病院内に現場責任者を含む従業員を常駐させ、主に次に掲げる作業を実施させること。

なお、現場責任者及びその他病院内の従業員の氏名等を発注者に書面で通知するものとし、これに変更があったときも同様とする。

- ア リネン庫等その他発注者が別に指定する場所への寝具類の搬出入
- イ 汚染寝具類の取扱い

(2) 健康管理

従業員の健康管理に留意し、法令の定めるところにより、健康診断を実施等すること。

6 費用負担

この業務の実施（予備の寝具類の確保を含む。）に必要な経費については、受注者が負担すること。ただし、光熱水費については、発注者が負担するものとする。

7 業務実施報告

受注者は、広島市立病院機構契約款第12条に定める業務実施報告書に、別紙に掲げる品目毎に月間の供給数を記載し、翌月10日（3月分は3月31日）までに発注者に提出すること。

8 その他

- (1) 発注者及び受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、寝具類を取り扱うものとする。
- (2) 受注者は、クリーニング業法に基づく諸監督機関への届出事項が必要であるときは、これを遅滞なく実施すること。
- (3) 受注者は、この業務の実施状況等についての発注者の調査に応じること。
- (4) 春の大型連休及び年末年始等、長期間休日が連續するときは、発注者の業務に支障が生じないよう、この業務を実施すること。
- (5) 発注者は、受注者から供給された寝具類を、適切に管理するものとする。
- (6) 3(2)に掲げる年間の数量が継続して著しく増減したときは、発注者及び受注者はいずれかの求めに応じて、仕様及び委託契約金額の変更について協議に応じるものとする。
- (7) 発注者が別に契約する建物総合維持管理業務の請負者との調整及び協力をを行うこと。
- (8) 受注者は、この契約の期間の満了又は解除による終了後、新契約において別の事業者が新たな受注者となった場合は、その受注者にこの業務を適切に引き継ぐこと。
- (9) この仕様書に記載のない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び受注者の協議により、その取扱いを決定するものとする。

別紙

寝具類の用途、品目及び組数等

1 用途別の1組当たりの品目、数量及び寸法

(1) 一般・人工腎臓センター・中央処置室・通院治療センター・各外来（救急外来を含む。）用

品目	数量（単位：枚）	寸法	素材	備考
F T タッヂ掛布団	1	160×210cm	地側：ポリ80% 綿20%※1 中綿：ポリ100%	
パット	1	90×200cm以上	地側：ポリ65% 綿35% 中綿：ポリ100%	
肌布団及びタオルケット ※2	1	140×200cm (140×190cm)	地側：ポリ65% 綿35% 中綿：ポリ100% (綿100%)	
包布	6	150×210cm以上	ポリ30% 綿70%	両面全覆
敷布	3	183×300cm以上	同上	
枕	1	45×65cm以上	東洋紡綿 100%	
枕カバー	3	39×60cm以上	同上	全覆綿 100%

(2) 新生児用

品目	数量（単位：枚）	寸法	素材	備考
タオルケット	6	65×140cm	綿100%	
パット	6	80×140cm	地側：ポリ65% 綿35% 中綿：ポリ100%	
ネル生地寝巻	6	—	綿100%	
シーツ	6	85×130cm	ポリ30% 綿70%	

(3) 未熟児用

品目	数量（単位：枚）	寸法	素材	備考
タオルケット	6	65×140cm	地側：ポリ65% 綿35% 中綿：ポリ100%	
パット	6	40×70cm	綿100%	
ネル生地寝巻	6	—	同上	
ガーゼ肌着	6	—	同上	

※1 ポリエスチルの略。以下同じ。

※2 仕様生地及び寸法の括弧書きは、タオルケットのもの。

2 用途別の組数

用途	組数（括弧書きは予備の内数）
一般	838組（うち予備80組を含む。）
人工腎臓センター	38組（うち予備5組を含む。）
中央処置室	11組（うち予備3組を含む。）
通院治療センター	27組（うち予備7組を含む。） なお、19組（うち予備3組を含む。）は、毛布のみとする。
救急外来	20組（うち予備2組を含む。）
各外来（救急外来を除く。）	125組（うち予備94組を含む。）
新生児用	35組（うち予備5組を含む。）
未熟児用	同上